

(事業の目的)

第1条 医療法人財団ひこばえ会が開設するセツルメント診療所分院（以下、「事業所」という）が行う指定短期入所療養介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護婦、理学療法士など（以下「職員」という）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係自治体、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 セツルメント診療所分院
- 2 所在地 東京都足立区東和4丁目24-16

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護職員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定短期療養介護の提供に当たるものとする。
- 2 従業者 医師 常勤2名（兼務）
看護職員 10名 常勤6名（兼務）、非常勤2名（兼務）、非常勤2名（専従）
介護職員 10名 常勤3名（専従）、非常勤7名（専従）
管理栄養士1名 常勤1名（兼務）

従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たる。

(指定短期入所療養介護の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所療養介護に関わる送迎を行う。ただし、送迎範囲に制限があります。（別紙）

- 2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、認知症の状況など利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の療養を妥当適切に行う。
- 3 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 事業所は、サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 事業所は、利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限するようなことを行わない。
- 6 事業所は、自らの提供するサービスの質の評価を行い常にその改善を図ることに努める。

7 短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。(別紙)

8 その他の費用

食費 朝食 600円 昼食 650円 夕食 650円
 滞在費(1日につき) 540円

但し、所得に応じた負担限度額は以下のとおりとする。

利用者負担段階		負担限度額	
区分	対象者	滞在費	食費
第1段階	区民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	日額 0円	日額 300円
第2段階	区民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円以下の方	日額 370円	日額 390円
第3段階	区民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入の合計が年間80万円超266万円未満の方	日額 370円	日額 650円

洗濯代(1回につき) 650円
 電気器具を利用した場合(1日につき) 150円
 現金保管料(1回につき) 500円

9 キャンセル料

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただきます。

- ① 入所日の前日の午後5時までにご連絡いただいた場合 無料
- ② 入所日の前日の午後5時以降にご連絡いただけなかった場合 1日利用料の10%
と入所時間後の食事代1回分

(サービス利用に当たっての留意事項)

第6条 入浴は、従業者の立ち会いの下に安全に注意をして行う。

(非常災害対策の具体的計画)

第7条 事業所は、別紙 消防計画もとづき、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第8条 事業所は、看護職員・介護職員等の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2015年4月1日から施行する。